

栄東まちづくり協議会・委員会議事録

日 時 平成 29 年 10 月 12 日 (木) 18 : 30 ~ 20 : 15

場 所 栄東まちづくり協議会・会議室

出席者 田端・萩野下副会長、林、臼井、野田、六角、酒井、前田、井上(代理：金井塚主査)、
犬飼

監 事 河田

傍聴人 5 人

● 定足数の確認

11 人中 10 人の出席で規約第 11 条第 2 項の規定（在籍会員の過半数の出席）により有効に成立

● 議題及び報告事項

議題：

- 1 部会の運営等
- 2 契約審査会
- 3 協議会委員が役員に就いている法人との契約に関する定め

報告事項：

- 1 栄東地区街灯モデル整備
- 2 防犯カメラ完成披露と防犯パトロール
- 3 その他
(1) 平成 30 年度の環境整備協力費の名古屋市執行分（直執行）の要望

● 議事要旨

議題：

- 1 部会の運営等
 - ・ 協議会としての意思決定機関はあくまで委員会・総会。部会では、地域の皆さんが自由闊達な議論ができるようにする一方で、透明性の確保が必要。現在でも、委員会で部会報告がなされ、その委員会が公開であることで、透明性が確保されている。成分案を検討される段階で、議論をどこまでオープンにするのか、膨張が可能なのかなどを検討されたい。
 - ・ スピード、起動性もたせるには部会はあまり厳密するよりも、幅広く意見交換できるとことが必要。そして、その結果は委員会できちっと報告してもらおう。そういうシステム作りが必要。

原案どおり、部会等でも議論しながら、関連規定の整備のため、成文案を次回以降の委員会、総会に付議することとなった。

2 契約審査会

- ・ (規定の制度化以前の) 現在も審査に関わっているが、私たちも不慣れななか、指名業者をネットで調べたり、資料説明を受け、名古屋市の入札参加者名簿のことや、ランク付などを確認している。

原案どおり、他の規定整備にあわせて、次回の総会に付議することとなった。

3 協議会委員が役員に就いている法人との契約に関する定め

- ・ 審議する契約案件は、総会、委員会、部会のどの構成員の契約なのか？

- ・ 入札案件とかプロポーザルのような大きな金額のものはもともと公正にやられている。これはそれ以外の小額のものが中心になる。
- ・ 部会には協議会のメンバー以外の地域の方が入っている。今までも地域で商売をやっている方と公正に契約してきているので、あまり広げてしまうと支障がでる。委員か会員に限定していく必要がある。

原案のとおり、次回以降の総会に付議することとなった。

報告事項：

- 1 栄東地区街灯モデル整備
- 2 防犯カメラ完成披露と防犯パトロール
- 3 その他

(1) 平成 30 年度の環境整備協力費の名古屋市執行分（直執行）の要望

(2) その他

- ・ 以前から放置自転車対策が課題となっていて、行政に放置禁止区域の指定や駐輪場整備などを要望してきた。道路公園部会でこれらを審議してほしい。
 - 年度の上期は大きな事業の発注のための部会、契約事務等が多く、繁忙であったが、今後は道路公園部会、多文化共生部会、まちづくりビジョン策定部会などを開催していきたい。
- ・ 協議会の会員、委員の構成で、会員では 12 町内会の会長、栄東まちづくりの会、栄東発展会、栄東レジャービル協会、栄東地域安全推進会がそれぞれ 1 名で 16 名。委員かは町内会から 3 名、各団体から 1 名となっている。栄東の栄 4 丁目はレジャー産業のビルがほとんどで、その中でビル協会から 1 名だけ。色々な立場の方がバランスよく参加していくことが大事だと思う。
- ・ 最初に作られた会員や委員の構成に偏りがあるかもしれず、是正していく必要はあると思う。ただ、地域の活動や部会にビル協会の人をもっと参加していくことも必要だと思います。女子大小路の活性化も多くの皆さんで考えたいと思います。
 - 規約の変更を伴うので、総会の議決が必要。栄東は名古屋の郊外の住民中心型のコミュニティと違って、都心部で昼間人口も多く、栄東まちづくりの会も事業者と住民が連携した組織作りをやってきた。都心型のコミュニティの議論は必要で、内部で十分議論して進めていく必要がある。